

## IV 電子情報の管理

### 1 管理責任

電子情報は、当該電子情報を作成した各課・機関及び外部から収受した各課・機関の長が管理責任を有するものとする。

### 2 管理すべき電子情報

管理すべき電子情報は、特定の業務を行うシステム（以下「業務システム」という。）で管理する電子情報、パソコンで作成管理するデータ及びこれらに関連する紙媒体とする。

### 3 電子情報の分類

各課は、管理すべき電子情報を、機密性、完全性及び可用性の観点から総合的に評価し、重要性に応じて分類する。

### 4 電子情報の管理手順

各課は、業務システム、パソコンデータ及び紙媒体について、共通実施手順書に従い、電子情報の分類、保管の手順、取扱いの手順及び廃棄の手順を定め、適切な管理を行うものとする。

なお、具体的な管理手順については、共通実施手順書に定める。